

令和 2 年 3 月 1 7 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和策について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月又は4月中（注1）に在留期間の満了日（注2）を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から1か月後まで受け付けます。

（注1）4月中に在留期間の満了日を迎える方についても、新たに取扱いの対象とすることとしました。

（注2）本邦で出生した方など3月又は4月中に在留資格の取得申請をしなければならない方を含みます。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和策」に関するQ&A

令和2年2月28日
出入国在留管理庁

Q： なぜこのような取扱いを行うのですか。

A： 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、地方出入国在留管理局における在留申請窓口の混雑緩和を図るためのものです。

Q： いつからこの取扱いがはじまるのですか。

A： 3月2日（月曜日）から実施します。

Q： 地方局の窓口の混雑状況はどのくらいですか。

A： その日の窓口の混雑状況については、各出入国在留管理局のTwitter公式アカウントでも確認ができますが、申請者が非常に多いため、長時間にわたる待ち時間が発生することがあります。

1 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

- ① 「短期滞在」で在留中の方
⇒ 「短期滞在(30日)」の在留期間更新を許可する。
 - ② 「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者又は外国人造船就労者)」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合。
⇒ 「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更を許可する。
 - ③ その他の在留資格で在留中の方(上記②の者であって、就労を希望しない場合を含む。)
⇒ 「短期滞在(30日)」への在留資格変更を許可する。
- ※ 上記①～③について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能。

2 技能実習生で技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合の取扱い

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を許可する。

3 技能実習2号を修了する者で「特定技能1号」への移行のための準備が整っていない場合の取扱い

- ⇒ 移行準備の間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を許可する。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化。

4 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

- ① 在留資格認定証明書の有効期間に関する措置
⇒ 通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱う。
 - ② 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合
⇒ 受入機関作成の理由書のみをもって審査する。
 - ③ 再入国出国中に在留期限を経過した方など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合
⇒ 申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査する。
- ※ 上記①～③について、新型コロナウイルス感染症の影響により予定に変更があった方を広く対象とする。

令和 2 年 3 月 10 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う
在留資格認定証明書の有効期間について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱うこととしました。

この取扱いにより、6か月以内の在留資格認定証明書は、査証（ビザ）の発給申請（注）や上陸申請の際に御使用いただけることとなります。

（注）査証（ビザ）の発給申請は在外公館で行っていただく必要があります。

交付後3か月以上経過した在留資格認定証明書を使用される場合は、在外公館での査証（ビザ）発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出いただく必要があります。

「新型コロナウイルス感染症の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて」に関するQ&A

令和2年3月11日
出入国在留管理庁

Q： なぜこのような取扱いを行うのですか。

A： 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、既に在留資格認定証明書の交付を受けた方が有効期間（3か月間）内に本邦に上陸できない場合が想定されるところ、同証明書を6か月間有効なものとして取り扱うことにより、状況が改善した場合の迅速な入国手続が可能となるよう配慮したものとなります。

Q： いつからこの取扱いがはじまるのですか。

A： 3月10日（火曜日）から実施しています。

Q： 本件取扱いは、全ての外国人に対して適用されるのですか。

A： 本件取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国への入国を予定していながら、既に交付を受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月間）内に本邦に上陸できない方であって、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことの確認ができた方が適用の対象となります。

Q： 受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことの確認はどのように行うのですか。

A： 査証（ビザ）発給申請時、受入れ機関等から「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書の提出をもって確認を行うこととしています。

Q： 受入れ機関等が提出する文書については、定型様式はありますか。

A： 任意の様式で差し支えありません。

Q： 本件取扱いは、査証（ビザ）発給申請時に有効期間を経過した在留資格認定証明書についても対象となるのですか。

A： 対象となります。

Q： 本件取扱いは、査証発給申請中に有効期間を経過した在留資格認定証明書についても対象となるのですか。

A： 対象となります。

Q： 査証発給後に査証の有効期間が経過し、在留資格認定証明書のみが有効である場合には、入国することは可能ですか。

A： 入管法第7条第1項第1号において、「その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。」と規定されており、査証の有効期間が経過しているときは、入国することはできません。

そのため、在外公館において、査証の再申請を行っていただく必要があります。

Q： 上陸申請時、在留資格認定証明書が有効でなければならないのでしょうか。

A： 有効である必要があります。

① 本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「短期滞在（30日・就労不可）」又は「特定活動（30日・就労可）」への在留資格変更が可能です
- ※ 「特定活動」は、従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります
 - ※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

③ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です
- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています
 - ※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

④ 「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

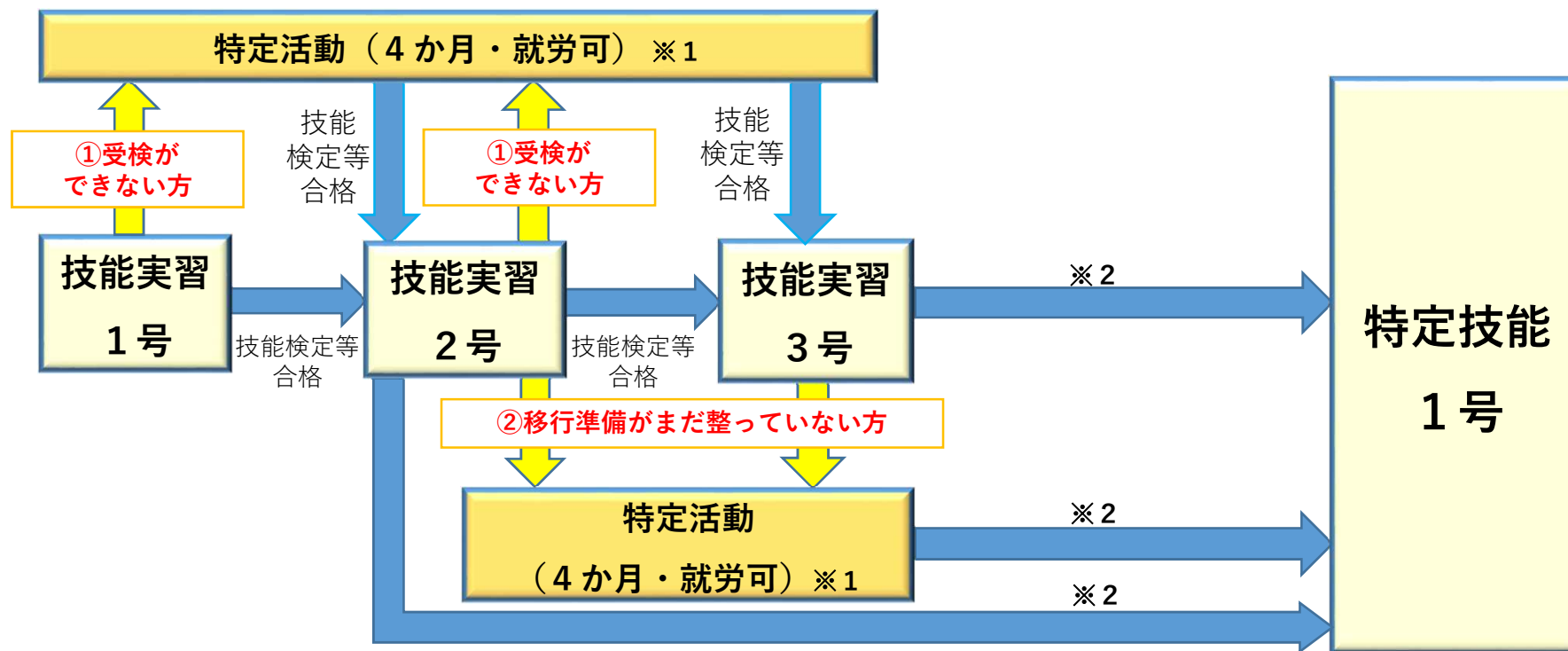
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「短期滞在（30日・就労不可）」又は「特定活動（30日・就労可）」への在留資格変更が可能です。

（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。

※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。